

おむつ代に係る医療費控除

おむつ代の医療費控除について

傷病により、おおむね6ヶ月以上にわたり寝たきり状態にあり、治療上、継続しておむつの使用が必要な方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」と、おむつ代を記入した「医療費控除の明細書」を確定申告時に提出することで、医療費控除を受けることができます。

確定申告に必要な書類と手続き手順について

■ 初めて申請する方・昨年おむつ代の医療費控除を受けていない方

【確定申告等に必要な書類】

- ・ 医師が証明する「おむつ使用証明書」
- ・ おむつ代を記入した「医療費控除の明細書」

【手続き手順】

- ① 国税庁サイト、香芝市ホームページ等により「おむつ使用証明書」をダウンロードし印刷、又は、香芝市介護福祉課窓口にて取得し、担当医師に記入していただきます（医師の記入料金がかかる場合があります）
- ② 担当医師に記入いただいた「おむつ使用証明書」と、おむつ代を記入した「医療費控除の明細書」を確定申告時に添付書類として提出します

■ 2年目以降の申請の方（昨年控除を受けられている方）

【確定申告等に必要な書類】

- ・ 香芝市が発行する「おむつ代に係る医療費控除確認書」※
- ・ おむつ代を記入した「医療費控除の明細書」

※香芝市が発行する「おむつ代に係る医療費控除確認書」について

以下の全ての項目に該当する方に対し、香芝市が交付する証明書です。

一つでも該当しない項目がある場合、「初めて申請する方」と同じ方法で申告していただき医師が証明する「おむつ使用証明書」が必要になります。

○要介護認定を受けていること

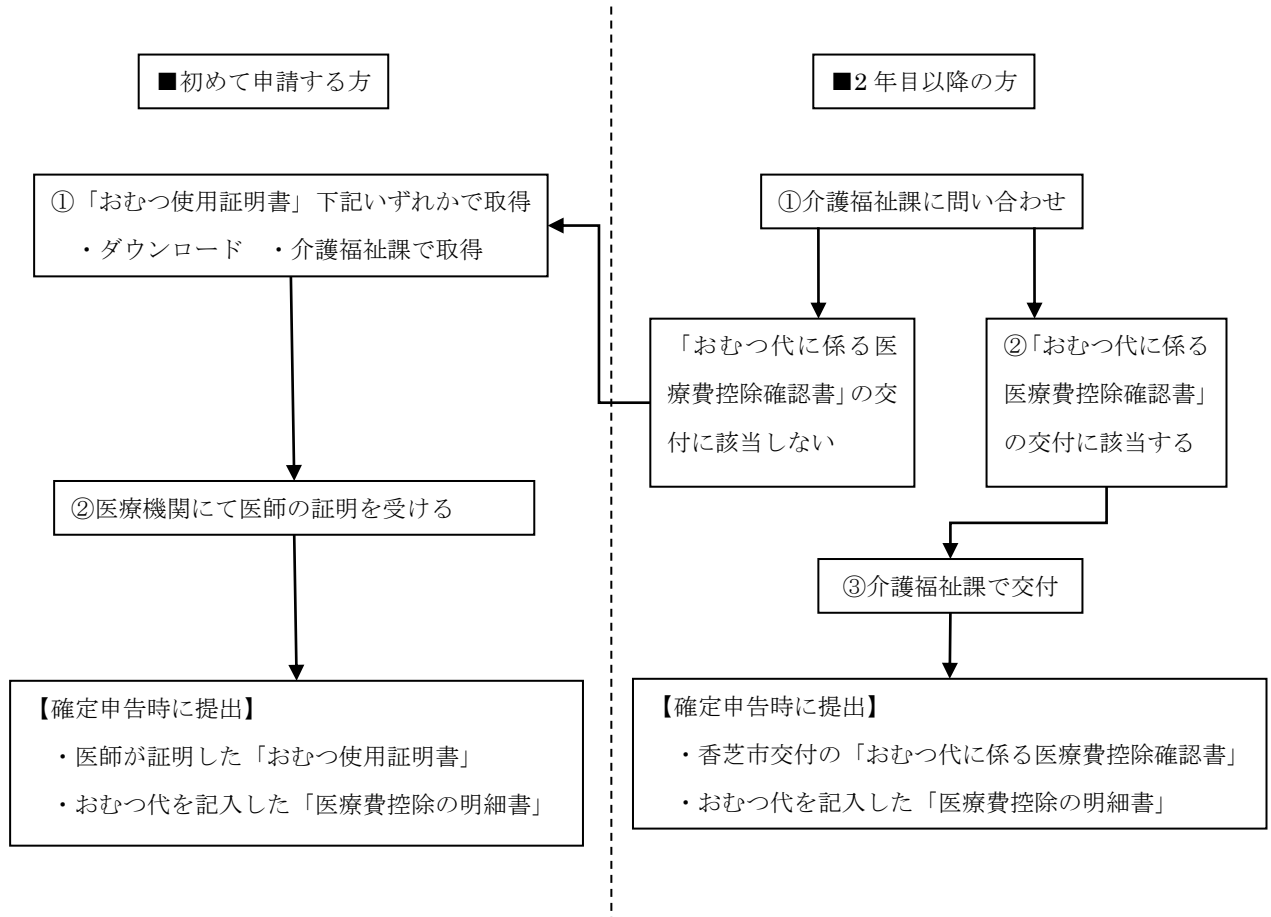
○香芝市が保有する要介護認定時の主治医意見書にて、以下の全ての事項が書面確認できること

- ・ 主治医意見書の作成日が、おむつを使用した当該年またはその前年
- ・ 主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」が「B1～C2」のいずれかにチェック有
- ・ 主治医意見書の「尿失禁の発生可能性」が「あり」にチェック有

【2年目以降の手続き手順】

- ① 「おむつ代に係る医療費控除確認書」の交付に該当するか、香芝市総合福祉センター内・介護福祉課（Tel 0745-79-7521）までお問い合わせください
- ② 上記※に該当する場合、香芝市ホームページから「おむつ代の医療費控除に係る確認証明申請書」をダウンロードし印刷、又は香芝市介護福祉課窓口にて取得し、記入押印してください
- ③ 香芝市が交付した「おむつ代に係る医療費控除確認書」と、おむつ代を記入した「医療費控除の明細書」を確定申告時に添付書類として提出します

■ 手続き手順フローチャート



問い合わせ

香芝市 介護福祉課 TEL 0745-79-7521 (代)